

第5章 計画の実現に向けて

この章では、第2期地域福祉活動計画が完成した後、計画目標である5年後の平成30年度を目指した推進体制について提示しました。

また、計画後の進行管理として、①計画(Plan)→②計画の実行(Do)→③評価(Check)→④改善(Action)の流れが重要であり、進捗状況や成果を確認する体制づくりもあわせて行います。



1. 推進体制とは

この計画の推進にあたっては、「今治市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」が計画策定後、「今治市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」などを設置する必要もあります。

計画期間5ヶ年を通じて、地域福祉活動推進基盤の確立を図ることを最重要の課題と位置づけ、広報及びホームページへの掲載、計画普及啓発チラシの作成配布などを実施し、住民の計画に対する理解と関心を高めるための取り組みを積極的に展開します。

また、地域性に応じた住民主体による多様な取り組みをするため、その基盤となる校区・地区社協または各支部での地域福祉活動の推進を取り組んで参ります。

2. 進行管理

この計画の進行管理については、社会福祉法に規定された地域福祉の推進主体として、今治市社会福祉協議会がその役割を担います。計画の評価や見直しにあたっては、計画策定後、今治市社会福祉協議会において、定期的に計画の進捗状況や成果を確認し計画実現に向けた取り組み内容の見直し・改善について協議して、計画内容の充実とレベルアップを図ります。

計画期間最終年（平成30年）には、計画全体の総合評価を行います。

